

第 2 回検討委員会における意見への対応

論点	意 見	対 応
1	○ あらかじめ、災害対策本部事務局各グループに人員を割り振っておくべきだろう。その上で、発災時には、状況に応じて、人員の配置等を検討することになるのではないか。	次年度以降に府動員計画の策定、図上訓練を実施する。(資料6参照)
2	○ 訓練を通じて、あらかじめ指定した人員がマニュアルに従って業務を行えるよう習熟を図るとともに、マニュアルの検証・見直しを重ねていくことが重要。	
3	① マニュアルは、業務の手順を示すものであると同時に、応急対応業務の進捗状況を確認するためのツールにもなる。後者については、指揮者が業務全体の進捗管理をする、市町村が府の取組状況を確認する、府が市町村の対応状況を確認して支援を検討するといった活用が考えられる。進捗状況を点検できる工夫の検討が必要。	進捗状況をチェックする欄を設け、「○(順調)」や「×(順調ではない)」を記入するものとした。 また、マニュアルについてフェーズ別整理表やグループ別整理表を作成し、例えば、危機管理監等の指揮者はフェーズ別整理表で、グループ長等の指揮者はグループ別整理表で進捗状況を点検するよう活用することとする。
	② 継続的に行う業務は、進捗の程度が分かるチェック項目(「順調」「順調ではない」等)を設けるべきである。	同じ業務や関連する業務については、基本的には「手順」欄に、例えば[→4-1-1(2)「被害情報等のとりまとめ・共有を行う」]のように表記した。
	③ 関連する業務が重複して記載されているものは、その旨を明記すること。	

4	① 災害規模によって、必要となる事務が異なる（災害救助法、被災者生活再建支援法の適用等）。災害規模の大・中等を区分けしてはどうか。	災害救助法、被災者生活再建支援法の適用については災害規模によって決められるが、それ以外の事務の必要性については、災害ごとの被害状況に応じて判断されるものであり、災害規模による区分によって一律に判断されるものではない。
	② 既にマニュアルを作成している市町村については、標準マニュアルから必要な部分を取り入れてもらい、マニュアルを持たない市町村には、標準マニュアルをベースに、マニュアルを作ってもらうことが重要。	京都府版 市町村災害時応急対応業務標準マニュアル（資料５－１）の解説のページ（注意事項（１））に明記した。
	③ 市町村の人口規模、ハザード、災害経験などによって標準マニュアルの活用度合が異なるかも知れない。そこで、どの市町村でも共通して行うべき最低限の業務のみだけでなく、直ちに実施が困難であっても実施することが望ましい業務も含めて記載する方が良い。	京都府版 市町村災害時応急対応業務標準マニュアル（資料５－１）の解説のページ（注意事項（２））に明記した。
その他	○ 各グループで把握した情報が、被害取りまとめ報のどこに反映されるのか明確に整理すること。	被害の取りまとめ報で記載する項目と、情報収集先を整理する。（別添のとおり）